

会社の現況

中期経営計画

当社は、平成18年6月1日に創立40周年を迎え、これを機に「信頼と飛躍」をキーワードとして10年長期展望を策定し、新たなスタートを切りました。

10年を展望した当社の目指すべき将来像として

地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮

地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社へ

を掲げました。平成21年度にはその具体化に向けた第2次3カ年計画を18項目にまとめ、それをもとに当年度計画を策定して、達成に向けて邁進してまいります。

第2次3年計画	主な平成21年度施策（初年度）
1.地震保険制度の改善に向けた取り組みの実施	1. 地震保険制度見直しへの積極的な対応
2.当社が変革を迫られる事態の想定とその対応	・国内外の地震保険に関する情報収集の促進
3.再保険処理データ作成等の自前化推進	2. 株主元受社の再編に備えた対応
4.地震保険に係る各種資料の作成及び分析力の強化	3. 新業務システム稼働に伴う作業マニュアル全面見直し
5.新システムの構築の推進とシステム基盤の強化・刷新	4. 新業務システム活用の検討とその実施
6.国際会計基準の動向、月次決算実施を踏まえた対応	5. 新業務システム・フェーズIIの構築
7.リスク管理機能のシステム化の構築	・コンティンジェンシープランの見直し
8.流動性確保を前提とした効率的運用の推進	6. 国際会計基準の動向調査、月次決算対応の準備調査
9.リスク分散方法および効率的なヘッジ手法の研究を実施	7. リスク分析方法の多様化への対応
10.社員全員の業務知識のレベルアップと専門家の育成	8. 緊急時の流動性の再検証
11.社員の人生プランを制度面で支援	・財務部の各員ごとの購入枠を設けた実践運用の実施
12.人事制度、職場環境改善の推進	・100億円の円債運用枠によるアクティブ運用の実施とヘッジ手法の検証
13.事業継続計画の拡充・高度化	9. 効率的なリスク分散方法の検証
14.危険準備金不足時の対応策の確立	10. 役職員から講師を選抜し全社的な勉強会を実施
15.損害査定費用支払業務の合理化	11. 新年金制度の導入
16.地震保険の周知、加入促進への積極的な取り組み	・60歳以降の雇用確保および早期退職制度の導入
17.元受社等への情報開示および情報発信の推進	12. メンタル診断に基づく研修の実施
18.コーポレートガバナンスの強化	・管理職のマネジメント能力向上策の検討、実施
	13. 震災対策・各チーム対応マニュアルのBCPの観点からの見直し
	・大震災を想定した訓練の実施
	14. 危険準備金不足時の対応策の検討
	15. 損害査定費用支払業務改善策の検討
	16. 消費者ニーズに合わせた商品内容・料率体系のあり方の検討
	・制度共済や保険・地震学関係者との交流の強化
	17. 元受社向けマニュアル・書式、保険成績等のHP上での公開の検討
	・HPを利用した運用成績の開示
	18. システムリスクの管理強化
	・コンプライアンスプログラムの推進

リスク管理の体制

金融機関の抱えるリスクは、ますます多様化、複雑化し、今後の経営の安全性、健全性を確保するため適切な管理体制の構築が重要な課題となっています。

当社におきましても、リスク管理を統括する「総合リスク管理委員会」を設置し、リスクの状況を正確に把握し、適切に管理しています。また、リスク管理体制を整備し、管理機能の強化を図っています。

①資産運用リスクへの対応について

運用資産は約1兆円となっています。これらの資産については、大震災時の再保険金支払いを迅速かつ確実に行うことを第一義として、公共債を中心に運用しています。資産運用のリスク管理は毎年のリスク管理方針に従って行っていますが、主なものは以下のとおりです。

市場リスク

金利、為替に対する感応度やバリュー・アット・リスク (VaR) の計測、金利、為替の大幅な変動時の損失額の算出を行い、これらに基づいてリスク量を限定しています。

信用リスク

購入債券は格付け機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別的な管理も行っています。

流動性リスク

個別債券毎の換金性を事前点検するとともに、全資産の換金性についても点検しています。

②事務リスクへの対応について

権限や事務手続き等の規程や事務処理マニュアルを常時見直し、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

③システムリスクへの対応について

システムリスクの管理にあたっては、「セキュリティポリシー」、それに基づいた「安全対策基準」を定め、情報資産の適切な保護に努めています。

監査・検査の体制

社外の監査および検査

当社は、経営および業務運営全般に関して保険業法第129条および第313条に基づく金融庁の検査ならびに地震保険に関する法律第9条に基づく財務省の検査の対象となっています。

またこの他に、会社法に基づき、会計監査人による会計監査を受けています。

社内の監査

監査役が行う会社法上の監査の他に、「監査部」による内部監査を行っています。

内部監査は、「会社における諸制度および諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討、評価し、これにもとづき必要な助言、勧告を行い、会社の健全な発展と社会的な信頼向上に資すること」を目的として実施し、内部管理態勢を整備・確立することを目標としています。

平成21年度は、取締役会で決定された「内部監査方針・計画」にもとづき、新業務・経理システム開発状況および保険検査マニュアル対応状況の監査に重点を置き、また定例監査として全部門の内部統制状況等の監査を行うこととしています。

是正・改善提言を含む監査結果は、被監査部門に通知すると共に、常務会及び取締役会に報告しています。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき内部統制システム構築の基本方針を取締役会において次のとおり決議し、適切に履行しています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)

- (1) コンプライアンス体制に係る規程ならびに役員および社員が法令等を遵守した行動をとるためのコンプライアンス行動宣言を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、役員および社員の教育等を行う。
- (2) 監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性および妥当性を確保する。
- (3) 上記の活動は定期的を取締役会および常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則100条1項1号)

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則100条1項2号)

- (1) リスク管理の統括的な方針であるリスク管理方針を策定するとともに、全社的リスク管理体制を規定する総合リスク管理規程を定める。
- (2) 全社的リスク管理を統括する総合リスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握、適切に管理するとともにリスク管理体制の整備を行う。
- (3) リスク管理部門として、管理部リスク管理グループを設置し、リスク管理方針、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的を取締役会、常務会および総合リスク管理委員会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則100条1項3号)

- (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役および常勤監査役による常務会を設置し、経営課題に関する協議および経営報告を行う。常務会は原則として毎月1回以上開催する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則100条1項5号)

親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 (会社法施行規則100条3項1号)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 (会社法施行規則100条3項2号)

- (1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則100条3項3号)

- (1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会および各種委員会等社内重要会議に出席することができる。

- (2) 取締役（非常勤取締役を除く。）は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役（非常勤取締役を除く。）および使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程にもとづき監査役に報告する。
- イ. 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実
 - ロ. 重大なコンプライアンス違反
 - ハ. 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項
 - ニ. その他上記に準ずる事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項4号）

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程および監査役監査規程にもとづき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。

以上

社会貢献活動

救命技能認定証の取得

大地震をはじめとする各種災害発生時の負傷者救護や平時においても事故で負傷した方や急病者の応急手当に役立てるため、全ての役員および社員に対して財団法人東京救急協会「上級救命技能認定」の取得を義務づけています。

加えて、同認定取得者には3年毎の更新講習を受講させ、知識と技能のブラッシュアップを図っています。

地球環境問題

当社では平成18年にISO14001環境マネジメントシステムを導入し、地球環境保護活動を推進しています。環境目標には当社の業務内容等を考慮して、省エネルギー、省資源および資源のリサイクルを目的に「電気使用量の削減」、「コピー紙使用量の削減」、「廃棄物の適正処理」および「グリーン購入の推進」の4点を掲げ取り組んでいます。

昨年度は、環境管理担当者および事務局メンバーが幅広い環境問題に対する基本的な知識を身につけ、各々が問題意識を日常の行動に移していけるように、東京商工会議所のeco検定を取得しました。今年度も引き続き、新任の環境管理担当者を中心にeco検定の取得にチャレンジしてまいります。

ボランティア

毎年、使用済み切手やプリペイドカード等を集め中央区福祉協議会を通じて社会福祉団体に寄付するとともに、中央区の「花咲く街角（草花の植付け）」に参加し、花壇に草花の植付けやその管理を行う地域活動を行っています。

また、社員のボランティア活動を支援するため、最長で1ヶ月間の休暇が取得できるボランティア休暇制度を整備するとともに、社外では、(財)さわやか福祉財団の法人会員となり同財団を支援しています。

トピックス

地震再保険事務システムの構築

地震再保険業務の充実・拡張に向けたシステム基盤構築およびセキュリティ機能強化のため、平成19年度より全面刷新を進めてまいりました地震再保険業務システムが平成20年11月より本格稼働いたしました。このシステムにより、再保険金支払態勢がより強化されたほか、これまで損害保険料率算出機構に委託しておりました再保険事務関連業務の大部分を当社で行うことが可能となりました。

今後も本システムの機能拡張を継続するほか、本システムで蓄積したデータを元に地震保険に関する分析を行うための新たなシステムを平成21年度下半期の稼働を目指して開発中です。

新経理システムの稼働

平成21年4月にこれまでの経理システムから新経理システムへの全面移行を行いました。このシステムにより税制、会計制度変更等の外部環境変化への対応が容易になることに加え、セキュリティ機能もより強固なものとなっています。

中国当局主催の国際会議で講演

中国保険監督管理委員会主催の国際会議（北京、平成20年10月22日開催）に出席し、日本の地震保険制度についての講演を行いました。四川大地震発生を受けて自然災害プール制度設立の検討を加速させている中国当局による、世界各国の仕組み・ノウハウ等を参考とするための招聘に応えたものです。会議の前日には、他の参加国・地域の代表者とともに、震源地にほど近く被害の大きかった四川省の都江堰、綿竹、徳陽などを視察しました。



地震保険契約件数が1,184万件に

近年の契約件数の推移



平成21年3月末現在の地震保険の契約件数が、前年同期より約62万件（5.6%）増加し、1,184万件に達しました。財務省および損保業界による広報や保険募集時の地震リスクについての啓蒙などの継続的な活動に加え、平成20年岩手・宮城内陸地震や岩手県沿岸北部を震源とする地震などの発生により、国民の防災意識がさらに向上したため、一層普及が拡大しています。

損害保険料率算出機構が基準料率の変更を届出

損害保険料率算出機構が建物の構造区分の判定基準をよりわかりやすいものに見直す内容の地震保険基準料率の変更に関する届出を平成20年11月28日付および平成21年3月25日付で金融庁に行いました。同機構の会員である保険会社は金融庁への届出によりこの基準料率を使用することができます（実施時期は未定）。

再保険スキームの改定

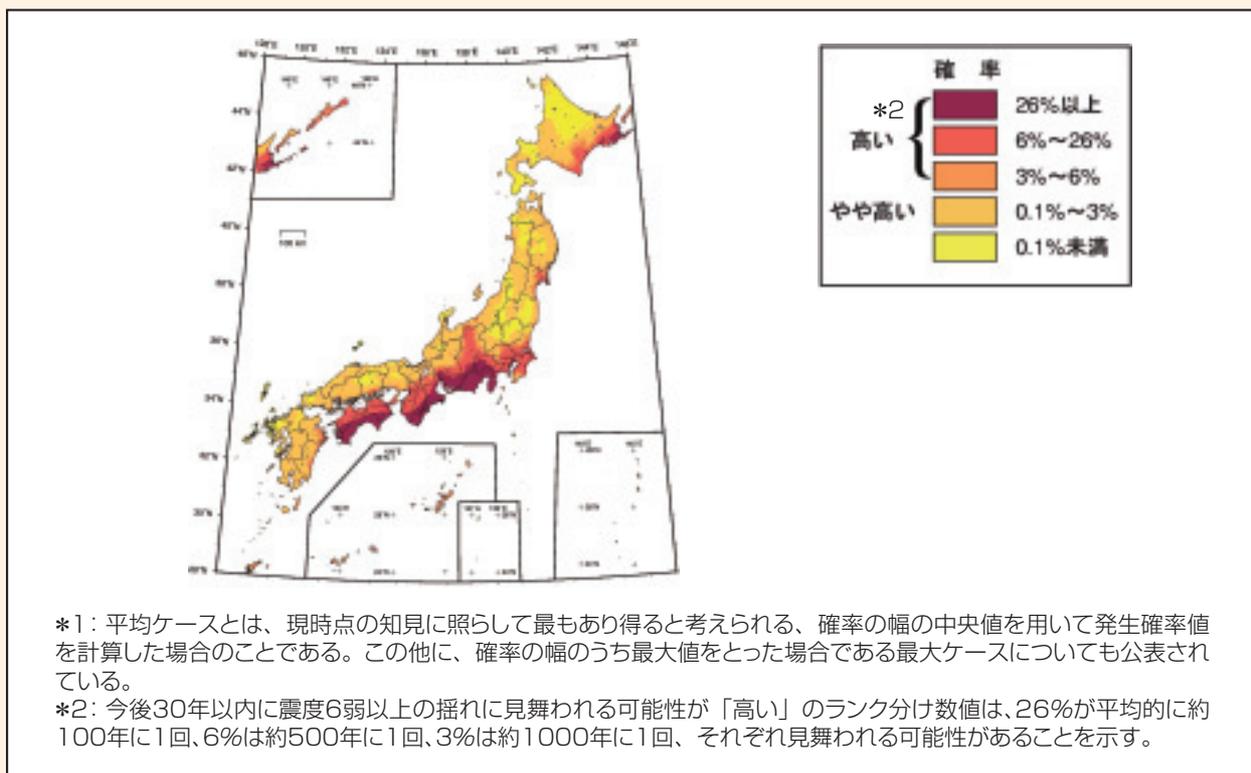
平成21年4月1日に、官民の支払保険金の負担方法（再保険スキーム）が改定されました。1回の地震等に支払われる保険金の総支払限度額は従来どおり5兆5,000億円ですが、当社および損害保険会社の危険準備金増加を反映させ、責任限度額は、当社6,056億円（456億円増）、損害保険会社5,931.5億円（446.5億円増）、政府4兆3,012.5億円（902.5億円減）となりました。詳細は、P20をご覧ください。

地震に関する話題

地震動予測地図の更新

平成17年3月に政府の機関である地震調査研究推進本部から公表された「全国を概観した地震動予測地図」のうち「確率論的地震動予測地図」が2008年版として平成20年4月に更新されました。

今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率（平均ケース*1）



（出典：地震調査研究推進本部「全国を概観した地震動予測地図」2008年版報告書より）

※地震調査研究推進本部

阪神・淡路大震災を契機に、地震調査研究の推進体制の整備等を目的として、地震防災対策特別措置法が制定され、同法に基づき、平成7年7月に地震調査研究推進本部が設置されました。平成17年3月に「全国を概観した地震動予測地図」として「確率論的地震動予測地図」と「震源断層を特定した地震動予測地図」の2種類の地図を公表しています。